

千葉県稲毛区選挙管理委員会告示第21号

令和5年7月21日開催の委員会において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第187条第1項の規定による選挙の結果、次の者が委員長に就任した。

令和5年7月21日

千葉県稲毛区選挙管理委員会委員長 山木 学

委員長に就任した委員

住所地の市区町村名 千葉県稲毛区

氏名 山木 学